

## 漁港漁場関係工事積算基準の準用について

令和6年3月29日  
宮崎県農政水産部漁業管理課

### 記

#### 1. 準用する基準書の取扱い

- (1) 令和5年度漁港漁場関係工事積算基準のうち、第1部 第2章 2節 2. 共通仮設費 2-1 1 現場環境改善費については、令和6年3月29日付け事務連絡にある令和6年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表の 第1部 第2章 2節 2. 共通仮設費 2-1 1 現場環境改善費を適用するものとする。
- (2) 令和5年度漁港漁場関係工事積算基準のうち、第1部 第2章 2節 3. 現場管理費については、令和6年3月29日付け事務連絡にある令和6年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表の 第1部 第2章 2節 3. 現場管理費を適用するものとする。
- (3) 令和5年度漁港漁場関係工事積算基準のうち、単価表 単-10 (船舶供用係数 ( $\alpha$ ) 並びに就業時間別船員供用係数 ( $\beta$ )) については、令和6年3月29日付け事務連絡にある令和6年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表の単価表 単-10を適用するものとする。
- (4) 令和5年度漁港漁場関係工事積算基準のうち、第2部 第3編 1節 2. 積算価格の内訳 2-4 諸経費については、令和6年3月29日付け事務連絡にある令和6年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表の第3部 第3編 1節 2. 積算価格の内訳 2-4 諸経費を適用するものとする。

#### 2. 適用基準日

上記については、入札公告における単価抜き設計書の単価適用日が「令和6年4月1日」以降のものから適用する。

#### 3. 問い合わせ先

漁業管理課 漁港漁場整備室 漁港担当  
TEL : 0985-32-4478  
E-mail : gyokogyojo@pref.miyazaki.lg.jp

令和6年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表

掲 載 頁	現 行 ( 令 和 5 年 度 )	改 定 ( 令 和 6 年 度 )	コ メ ン ト																																																																																																		
第1部 漁港漁場工事積算 基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-7	<p style="text-align: center;">表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1" data-bbox="291 236 994 448"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港 漁場 関係 工事</td> <td>浚渫工事</td> <td><u>0.92</u> %</td> <td><u>159.8</u></td> <td><u>-0.3301</u></td> <td><u>0.14</u> %</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="304 480 981 635"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">海岸工事</td> <td><u>2.02</u> %</td> <td><u>1192.6</u></td> <td><u>-0.4089</u></td> <td><u>0.25</u> %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、  <math>I_r</math> : 現場環境改善費率 (%)  <math>P</math> : 現場環境改善費率の算出対象額 (円)  <math>a</math>、<math>b</math> : 定数値</p>	対象額		600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b	漁港 漁場 関係 工事	浚渫工事	<u>0.92</u> %	<u>159.8</u>	<u>-0.3301</u>	<u>0.14</u> %	構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額		600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b	海岸工事		<u>2.02</u> %	<u>1192.6</u>	<u>-0.4089</u>	<u>0.25</u> %	<p style="text-align: center;">表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1" data-bbox="1178 236 1881 448"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港 漁場 関係 工事</td> <td>浚渫工事</td> <td><u>2.58</u> %</td> <td><u>11,342.3</u></td> <td><u>-0.5375</u></td> <td><u>0.11</u> %</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1191 480 1868 635"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">海岸工事</td> <td><u>4.02</u> %</td> <td><u>17,100.2</u></td> <td><u>-0.5353</u></td> <td><u>0.26</u> %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、  <math>I_r</math> : 現場環境改善費率 (%)  <math>P</math> : 現場環境改善費率の算出対象額 (円)  <math>a</math>、<math>b</math> : 定数値</p>	対象額		600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b	漁港 漁場 関係 工事	浚渫工事	<u>2.58</u> %	<u>11,342.3</u>	<u>-0.5375</u>	<u>0.11</u> %	構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額		600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b	海岸工事		<u>4.02</u> %	<u>17,100.2</u>	<u>-0.5353</u>	<u>0.26</u> %	諸経費動向調査結果 に伴う改定
	対象額		600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																															
	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																															
	工種区分			a	b																																																																																																
漁港 漁場 関係 工事	浚渫工事	<u>0.92</u> %	<u>159.8</u>	<u>-0.3301</u>	<u>0.14</u> %																																																																																																
	構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																																
対象額		600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																
適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																
工種区分			a	b																																																																																																	
海岸工事		<u>2.02</u> %	<u>1192.6</u>	<u>-0.4089</u>	<u>0.25</u> %																																																																																																
対象額		600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																
適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																
工種区分			a	b																																																																																																	
漁港 漁場 関係 工事	浚渫工事	<u>2.58</u> %	<u>11,342.3</u>	<u>-0.5375</u>	<u>0.11</u> %																																																																																																
	構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																																
対象額		600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																
適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																
工種区分			a	b																																																																																																	
海岸工事		<u>4.02</u> %	<u>17,100.2</u>	<u>-0.5353</u>	<u>0.26</u> %																																																																																																





